



都市計画法第34条第11号に
基づく条例区域（その4）



（都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）
都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域
は、次の各号に掲げる条件のすべてに該当する区域とする。

- (1) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域
その他市長が別に定める区域を含まないこと。
- (2) 区域の全体が、当該区域に隣接し、又は近接する市街化区
域からおおむね500メートル以内にあること。
- (3) 区域内の予定建築物等の敷地が、次に掲げる条件のすべて
に該当すること。
ア 幅員4メートル以上の道路に接し、かつ、当該敷地が当該
道路の境界線から40メートル以内にあること。
イ 本市が行う水道事業の給水施設からの給水を受けることが
でき、かつ、本市の公共下水道に接続することができる区
域内にあること。
ウ 傾斜度がおおむね15度以下であること。
エ 切土をした土地の部分に生ずるがけの高さが2.5メー
トル以内で、かつ、盛土をした土地の部分に生ずるがけの高
さが5メートル以内であること。

凡例

-  市街化区域から
おおむね500mの範囲
-  市街化区域